

ガイドラインに含めるべき項目・スコープを議論する上での参考論点 (実務者協議会中間報告の関係部分の抜粋)

(1) 利活用に向けた流通促進（オープン化）と利活用のために望ましいメタデータの在り方（標準化）について

【流通促進（オープン化）について】

- 国際的な動向を踏まえ、我が国におけるデジタルアーカイブ連携とメタデータ等の流通を促進し、それらを世界に発信して国際的な流通も可能とするには、少なくともメタデータに関しては、二次利用も含めて自由に利活用できる条件でオープン化を進めていくことが求められる。(p.15)
- 公的機関のメタデータに関しては、世界で流通しているメタデータと利用条件のレベルをそろえることを目指していくべき。自由に二次利用可能な条件で公開することとし、CC0 で提供することを原則とするのがよい。(p.16)
- 民間の機関が提供するメタデータに関しても、何をオープンにして何をオープンにしないかを各館で判断しコントロールできることを担保した上で、CC0 又は CC-BY を推奨するのがよい。分野ごとにメタデータの利活用に係る基準を定めることも考えられる。(p.16-17)

【利活用のために望ましいメタデータの在り方（標準化）について】

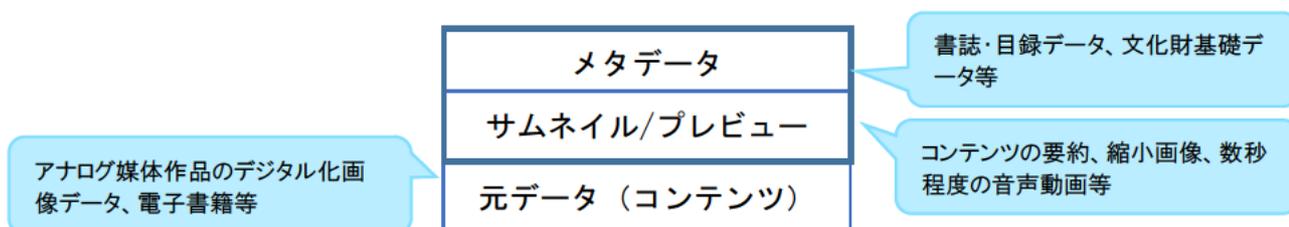
- 情報の繋がりの中核となる要素（固有名情報、地理情報、年代・時間情報、分野・分類情報等が想定される。）の記述方法や、情報を繋ぐ際の手順・方法についての標準化を考えていく必要がある。(p.13)
- アーカイブ利活用に望ましいメタデータの在り方は、利用者の視点を踏まえて検討する必要がある。利用の形を提供側で制限するのではなく、利用する際の自由度をできる限り高めていくことが重要。(p.12)
- ウェブ上でのデータの共有がしやすい形で URI などの識別子を一層大事にすることが重要。識別子の普及促進も国として取り組むべき事項。(p.12)

(2) サムネイル/プレビューの流通促進について

【サムネイル/プレビューの利用とその条件表示】

- 本協議会は、次年度においても、サムネイル/プレビューに関し以下の点について検討を継続する。
 - i. サムネイル/プレビューの利用のためには、どのようなルールの明確化が必要か。国際的な利活用を推進するためにどのようなルールが必要か。
 - ii. サムネイル/プレビューの利用条件の表示方法はこういったものがよいか。
 - iii. API を通じた自由利用可能なデジタルコンテンツの自動抽出などを容易にするために、権利情報はどのようなメタデータにより記述されるべきか。(p.18)
- サムネイル画像を一般的な文化施設が作品紹介のためにインターネット送信することは、現行の著作権法では、原則として著作権者の許諾が必要。文化庁における検討の早期進展が期待される。(p.17)
- 制度整備を待つまでの間、世界的主流となっている CC を用いて、利用条件を表示し、利用する側が使いやすいようにしていくのがよい。(p.18)

- 元のコンテンツの権利がPDの場合は、そのサムネイル/プレビューは、可能な限り、PDマーク等を表示し自由に使えるようにすることが望まれる。(p.18)
- 公的機関のものや公的助成を受けて作成されたサムネイル/プレビューについては、原則としてCC0又はCC-BYで利用可能なよう整備されていくことが求められる。(p.18)



図：デジタルアーカイブ連携における流通単位

(3) デジタルコンテンツの拡充と利用条件表示における課題について

【デジタルコンテンツの拡充のための取組】

- 利用可能なデジタルコンテンツの拡充は、重要な取組である。コンテンツ拡充のために所蔵資料/収蔵品のデジタル化をいかに促進するかについては、本協議会において次年度も継続して検討すべき課題である。(p.19)
- 埋もれていた所蔵資料/収蔵品が、デジタル化されてインターネット公開され、更に流通したメタデータや統合ポータル、ソーシャルメディア等新たな情報流通経路からのアクセスによって注目を集め、価値が高まることもある。そういった点を今後の検討の中で、事例と共に紹介していく必要がある。(p.20)
- デジタルコンテンツの流通に関して、作成時に流通可能な利用条件を整備し、可能なものは全て公開することが望まれる。また、利活用のしやすさを優先したもの、発見を助けるためのもの(サムネイル/プレビュー)をデジタルコンテンツ作成時に意識すること、それを啓蒙することは重要。(p.18-19)
- 大部分の博物館、美術館、図書館は保存のための複製(デジタル化)が可能となっているが、関係機関への周知が未だ十分には進んでいない。(p.19)

【デジタルコンテンツの利用条件とその表示】

- 利活用を中心に据えてデジタルアーカイブ全体をより深い形でデザインすることを目指して、デジタルコンテンツの拡充や、その利用条件表示の統一化等のコンテンツに関することについて、引き続き、本協議会で検討する。(p.21)
- 統合ポータルや流通したメタデータから最終的なデジタルコンテンツにたどり着き、そのコンテンツを利活用するために必要な情報の在り方と、コンテンツの利活用を促進するための仕組みの構築については、メタデータのポリシーと同様、提供側のポリシーとして、段階を追って権利問題なども含めて整理する必要がある。(p.21)
- 公的機関の、又は公的助成により作成されたデジタルコンテンツについては、流通可能な条件を付して、提供されるよう整備する方向性を打ち出すことが考えられる。(p.20)

- 無償での再利用に問題がない場合は、CC-BY などの条件を表示して利用しやすくするのが望ましい。特に、公的機関が保有するデジタルコンテンツで、著作権保護期間満了が確実に確認されたものについては、オープン化し、PDマーク等を表示することが望まれる。(p.21)